

決定 22/CP.7

京都議定書 7 条にもとづき求められる情報作成のためのガイドライン

締約国会議は、

ブエノスアイレス行動計画実施に関するボン合意を盛り込んだ決定 1/CP.3、1/CP.4、8/CP.4、3/CP.5、4/CP.5、5/CP.6 を想起し、

国連気候変動枠組条約京都議定書の関連規定、特に 7 条に留意し、

国家状況に応じた議定書の約束達成に向けての附属書 I 締約国による 2005 年までの進展を実証するに当たり、7 条に則り京都議定書にもとづいて提出される情報の役割を認識し、

1. COP/MOP がその第 1 回会合で添付後述の決定草案-/CMP.1(第 7 条)を採択するよう提言する。
2. 第 3 条第 3・4 項にもとづく活動による排出源からの温室効果ガス排出量及び吸収源からの除去量の推計に関し、添付の決定草案第 3 項で述べられているような排出量及び除去量の報告など、情報の提出ができなかった場合のクライテリアを、COP/MOP による次回会合での採択のため、土地利用変化と土地利用変化及び林業の良好手法指針 (good practice guidance) に関する作業の後、それが実施可能となり次第本件に関する決定を行うよう提言することを目して、SBSTA に対し作成するよう求める。
3. SBSTA に対し、その第 16 回会合において、現行の決定付録書 (Appendix) に盛り込まれた割当量に関する情報と国家登録簿に関する情報のセクションをさらに詰める推敲するよう求める。その際、SBSTA は、京都議定書 7 条 4 項における割当量に関する方法 (決定 19/CP.7) についての締約国会議決定を考慮に入れるべきこと。SBSTA は、7 条(決定 22/CP.7)にもとづき求められる情報作成のためのガイドラインにこれらのセクションを含める決定を、京都議定書発効後第 1 回目の COP/MOP 会合による採択に供すべく、締約国会議第 8 回会合において COP に提言することを目して、これらのセクションについて詰める推敲すべきこと。
4. 京都議定書締約国でもある各附属書 I 締約国に対し、京都議定書 3 条 2 項に則り、COP/MOP に 2005 年までの進展実証レビューのベースを与えるべく、2006 年 1 月 1 日までに報告書を提出するよう促す。その報告書には以下が盛り込まれるべきこと。
 - (a) 国内措置に関する記述。温室効果ガス排出量を緩和するための京都議定書にもとづく約束実施に備えるあらゆる法的・制度的手段と、国内遵守及び執行に関するあらゆるプログラムを含む。

- (b) 同国の温室効果ガス排出量の傾向と予測。
 - (c) その傾向と予測に照らし、そのような国内措置が 3 条にもとづく締約国の約束達成にどのように役立つかの評価。
 - (d) 10 及び 11 条にもとづく約束達成において締約国が実施している活動・行動・プログラムに関する記述。
- 5 . SBSTA に対し、文書 FCCC/CP/2001/MISC.2 と締約国によるその他関連の意見提出を考慮に入れ、このような情報をどのように提出し評価すべきかについて、本件に関する決定を COP 第 8 回会合で採択するよう提言することを目して、第 16 回会合で検討することを求める。

2001 年 11 月 10 日

第 8 回全体会合

付録書 (Appendix)

I.7 条 1 項にもとづく補完的情報の報告

排出削減単位・認証排出削減量・割当量単位・除去単位に関する情報

1. 京都議定書附属書 B に記載された約束を有する各附属書 I 締約国は、標準化された電子フォーマットにて、国家登録簿の排出削減単位 (ERU)、認証排出削減量 (CER)、割当量単位 (AAU)、除去単位 (RMU)¹ に関する以下の情報を、前暦年 (グリニッジ標準時間にしたがって決定) につき、他の約束期間に対し有効な単位とは区別して報告すべきこと。
 - (a) 年初における各口座内の ERU、CER、AAU、RMU の総量
 - (b) 3 条 7・8 項に則した割当量にもとづき発行された AAU の総量
 - (c) 他の登録簿から取得された ERU、CER、AAU、RMU の総量と、移転元口座及び国家登録簿の特定。
 - (d) 3 条 3・4 項にもとづく活動のもとに発行された RMU の総量
 - (e) 他の登録簿へ移転された ERU、CER、AAU、RMU の総量と、取得側口座及び国家登録簿の特定
 - (f) 3 条 3・4 項にもとづく活動のもとに取り消された ERU、CER、AAU、RMU の総量
 - (g) 締約国が 3 条 1 項にもとづく約束を遵守していないという遵守委員会による決定を受けて取り消された ERU、CER、AAU、RMU の総量
 - (h) 取り消された ERU、CER、AAU、RMU の総量
 - (i) 償却された ERU、CER、AAU、RMU の総量
 - (j) 前約束期間から繰り越された ERU、CER、AAU の総量
 - (k) 年末における各口座内の ERU、CER、AAU、RMU の総量
2. 各附属書 I 締約国は決定 18/CP.7 にもとづき計算された約束期間リザーブの計算結果を報告すべきこと。

II. 7 条 2 項にもとづく補完的情報の報告

国家登録簿

3. 京都議定書附属書 B に記載された約束を有する各附属書 I 締約国は、その国家登録簿についての説明を提出すべきこと。その説明には以下の情報が含まれるべきこと。
 - (a) 国家登録簿の整備のため締約国から指定された登録簿管理者の名前と連絡先
 - (b) 連結制度で各々の国家登録簿を整備することにより当該締約国と協力関係にある

その他の締約国

- (c) 当該国家登録簿で使用されているデータベースの構造に関する記述
- (d) 当該国家登録簿が、国家登録簿・クリーン開発メカニズム登録簿・独立した取引ログとの間の正確で透明性が高く効率的なデータ交換を保証するための技術基準に
いかに則したものであるかについての記述
 - (i) 口座番号用と、事業識別子や取引ナンバーを含む ERU・CER・AAU・RMU の
シリアルナンバー用に当該国家登録簿が使用しているフォーマットの説明
 - (ii) ERU、CER、AAU 及び/ないし RMU を他の登録簿に移転する際に電子的に送信
される情報のリスト及び電子フォーマット
 - (iii) ERU、CER、AAU 及び/ないし RMU を他の国家登録簿ないし CDM 登録簿から
取得する際に電子的に送信される情報のリスト及び電子フォーマット
 - (iv) ERU、CER、AAU 及び/ないし RMU を発行・移転・取得・取消・償却する際、
当該国家登録簿から独立した取引ログへ電子的に送信される情報のリスト及び
電子フォーマット
 - (v) ERU、CER、AAU 及び/ないし RMU の発行・移転・取得・取消・償却における
齟齬を防ぐために当該国家登録簿で採用されている手順に関する説明
 - (vi) 不正操作を阻止し、オペレーターのミスを最小限にするために当該国家登録簿
が採用している安全措置に関する概要
- (e) ユーザー・インターフェース経由で一般人が国家登録簿にアクセスできる情報リス
ト
- (f) ユーザー・インターフェース経由で国家登録簿に情報のアクセスを行う方法につい
ての説明。

決定草案-/CMP.1(7 条)

京都議定書 7 条にもとづき求められる情報作成のためのガイドライン

COP/MOP は、

国連気候変動枠組条約京都議定書 7 条を想起し、

決定-/CMP.1 (土地利用、土地利用変化及び林業)における原則が同決定附属書 (Annex) にある土地利用、土地利用変化及び林業活動の取り扱いを決定するという事を締約国が確認したことを想起し、

第 7 回会合において締約国会議が採択した決定 22/CP.7 を考慮し、

京都議定書 8 条にもとづくレビュー・プロセスを容易にするための透明性のある報告が重要であることを認識し、

1. 京都議定書 7 条にもとづく情報作成のためのガイドラインを、本決定附属書 (Annex) に盛り込まれているとおり採択する。
2. 各附属書 I 締約国は、京都議定書 7 条 3 項と京都議定書 8 条にもとづくレビューの必要性を念頭に、当該締約国にとって議定書発行後の約束期間における 1 年目について条約で定められた目録を提出することにより、京都議定書 7 条 1 項にもとづく情報の報告を開始すべきこと。しかし、すべきであるが、自主ベースで、決定-/CMP.7 (割当量計算方法) 附属書 (Annex) の 6 項に言及されている情報提出後の翌年からこのような情報の報告を開始してもよいということを決定する。
3. 決定 16/CP.7 (6 条) にもとづき採択されたガイドラインの 21 項、決定 17/CP.7 (12 条) にもとづき採択されたガイドラインの 31 項、決定 18/CP.7 (17 条) にもとづき採択されたガイドラインの 2 項における適格性要件のため、以下の場合、附属書 I 締約国は 7 条 1 項にもとづく方法論上及び報告上の要件達成ができないものとすべきことを決定する。
 - (a) 当該締約国が、国別目録報告書や共通報告フォーマットを含め、モントリオール議定書で規制されていない温室効果ガスの排出源による人為的排出量及び吸収源による人為的除去量の年次目録を、締約国会議の制定する提出日の 6 週間以内に提出できていない場合。

訳注；未編集版では「decision-/CP.7」。CMP.1 が正しいと思われる。

- (b) 当該締約国が、各々が同締約国の合計排出量の 7%以上となる附属書 A 排出源カテゴリーの推計 (IPCC の国別温室効果ガス目録における良好手法指針と不確実性管理 これ以降は IPCC の良好手法指針と称する の第 7 章で定義されているとおり) を含めなかった場合。この場合の合計排出量とは、同排出源の推計が行われた当該締約国のレビュー済み直近目録における、京都議定書附属書 A に列記されたガス及び排出源からの合計排出量の提出値として定義される。
- (c) 約束期間中の 1 年間でも、当該締約国の調整済み温室効果ガス排出量合計値が、京都議定書 A に列記されるガス及び排出源からの合計温室効果ガス排出量提出値として定義される合計排出量の提出値を 7%以上上回っている場合。
- (d) 約束期間中のいずれかの時期において、レビューの実施された約束期間の全ての年について、上記補項(c)に則って計算されたパーセンテージ数値の合計が 20 を超える場合。
- (e) 当該締約国の重要排出源カテゴリー (IPCC 良好手法指針第 7 章の定義のとおり) のいずれかに対する調整が、附属書 A に列記された排出源からのガスの当該締約国合計排出量の 2%以上であるとその後連続 3 年間の目録レビュー中に計算された場合。当該締約国が、第一次約束期間開始に先立ちこの問題の解決に関して遵守委員会促進部の支援を求め、支援が与えられている場合は除く。
- 4 . 締約国及びその他関連の情報源からの国別報告に盛りこまれた情報をもとに、決定 5/CP.6 附属書 (Annex) のセクション VI.14 項に関する報告書を、SBSTA による検討に供すべく、作成するよう事務局に対し求める。附属書 I 締約国からの国別報告及び補完的情報に関する京都議定書 8 条にもとづくレビュー・プロセスが終了するたびに、この報告書は作成されるべきこと。

附属書 (Annex)

京都議定書 7 条にもとづき求められる情報作成のためのガイドライン草案¹

I. 7 条 1 項にもとづく補完的情報の報告²

A. 適用

1. 本ガイドラインの規定は、京都議定書締約国でもある各附属書 I 締約国に適用されるべきこと。

B. 概要的アプローチ

2. 各附属書 I 締約国は、COP によるあらゆる関連決定を考慮に入れ、5 条 2 項に則り作成され、COP/MOP の決定に則り提出された、モントリオール議定書で規制されていない温室効果ガスの排出源からの人為的排出量及び吸収源からの人為的除去量の年次目録の中に、3 条の遵守を保證すべく、これら本のガイドラインが求める必要な補完的情報を含めるべきこと。附属書 I 締約国は、条約 12 条 1 項(a)にもとづく目録を別個に提出する必要は無い。

C. 目的

3. 本ガイドラインの目的は以下のとおりである：
 - (a) 附属書 I 締約国が 7 条 1 項に則り情報報告の約束を達成できるようにすること。
 - (b) 附属書 I 締約国による一貫した、透明性のある、比較可能で正確かつ完全な情報の報告を促進すること。
 - (c) 附属書 I 締約国により COP/MOP に提出される情報の作成を容易ならしめること。
 - (d) 附属書 I 締約国からの 7 条 1 項にもとづく目録及び補完的情報の 8 条レビューを容易ならしめること。

D. 温室効果ガス目録情報

4. 各附属書 I 締約国は、以前調整が行われた分野における推計を改善するために取られたあらゆる措置について、その年次目録の中で記述すべきこと。
5. 各附属書 I 締約国は、3 条 3 項にもとづく土地利用と土地利用変化及び林業活動、及び 3 条 4 項にもとづき選ばれた活動がある場合はその活動による排出源からの人為的温室効果ガス排出量及び吸収源からの人為的除去量に関する情報を、土地利用と土地利用変化及び林業に関する COP/MOP の関連決定にしたがい良好手法指針により精緻化されたとおり、5 条 2 項にしたがって、その年次³温室効果ガス目録の中に含めるべきこと。3 条 3・4 項についての推計は、京都議定書附属書 A に列記される排出源からの人為的排出とは明確に区別されるべきこと。以上で求められている情報の報告に当た

っては、各附属書 I 締約国は、土地利用と土地利用変化及び林業に関する決定-/CMP.1 (土地利用と土地利用変化及び林業) 附属書 (Annex) の 16 項にしたがって選ばれた数値を考慮しつつ、以下の 6 から 9 項に規定された報告要件を含めるべきこと。

6 . 3 条 3 項にもとづく活動及び 3 条 4 項にもとづく選ばれた活動⁴ について報告されるべき一般的情報には、以下が含まれるべきこと。

- (a) COP が合意した土地利用と土地利用変化及び林業に関するあらゆる IPCC 良好手法指針を考慮に入れ、決定-/CMP.1 (土地利用と土地利用変化及び林業) に示されているとおりの原則を認識して、目録作成方法論がどのように適用されているかについての情報。
- (b) 以下を含む領域の境界の地理的位置
 - (i) 3 条 3 項にもとづく活動が行われている土地ユニット
 - (ii) 土地利用と土地利用変化及び林業に関する決定-/CMP.1 (土地利用と土地利用変化及び林業) 附属書 (Annex) 8 項の規定にもとづき、3 条 4 項のもとで選ばれた活動が行われている土地に含まれることになっていたであろう、3 条 3 項にもとづく活動が行われている土地ユニット
 - (iii) 3 条 4 項にもとづく選ばれた活動が行われている土地。

この情報は、土地ユニットと土地領域 (areas of land) が明確にされるよう保証することを目的としている。締約国は、8 条にもとづく土地利用と土地利用変化及び林業関連の良好手法指針に関する COP/MOP のあらゆる関連決定をもとにこの情報を精緻化しよう奨励されている。

- (c) 植林・再植林・森林減少分として計上される領域の決定に使用される空間評価単位 (spatial assessment unit)。
- (d) 約束期間の開始時か当該活動の開始時か、そのどちらか遅い方以降、上記 6 項(b) にもとづき当該年及び過去の年において報告された全ての地理的立地場所につき、3 条 3・4 項にもとづく活動による排出源からの人為的温室効果ガス排出量及び吸収源からの除去量についての情報⁵。後者の場合、当該活動開始年も含めるべきこと。土地がひとたび 3 条 3 項ないし 3 条 4 項にもとづいて計上されたら、以降全ての約束期間を通して報告が継続されるべきこと。
- (e) もしあるのであれば、以下のプール、すなわち地上バイオマス、地下バイオマス、ゴミ、枯れた木材及びないし土壤有機炭素が計上されていないということについての情報。これらの計上されないプールが人為的温室効果ガス排出の正味排出源ではないということを実証する検証可能な情報も共に。

7 . 3 条 3 項にもとづく土地利用と土地利用変化及び林業活動と 3 条 4 項にもとづく選ばれ

た活動による排出源からの人為的温室効果ガス排出及び吸収源からの除去において、以下による除去を除外しているかどうかを示す情報⁶も提供されるべきこと。

- (a) 産業革命以前の水準（pre-industrial level）を超えて上昇した二酸化炭素濃度
- (b) 間接的な窒素堆積
- (c) 1990年1月1日以前の活動による樹齢構成（age structure）の動的効果

8.3条3項にもとづく活動について報告されるべき具体的情報には、以下が含まれるべきこと。

- (a) 3条3項にもとづく活動が1990年1月1日以降、約束期間最終年の12月31日以前に開始しており人間が直接引き起こしたものであるということを実証する情報。
- (b) 収穫されたり森林が荒らされた後森林再生の行われたものが、どのようにして森林減少と区別されているのかについての情報。
- (c) 決定-/CMP.1（土地利用と土地利用変化及び林業）附属書（Annex）4項における規定要件に則し、1990年以降植林・再植林が行われ、その後第一次約束期間中に収穫が行われた土地ユニットからの温室効果ガス排出量及び除去量に関する情報。

9.3条4項にもとづき選ばれる全ての活動⁷について報告されるべき具体的情報には、以下が含まれるべきこと。

- (a) 3条4項にもとづく活動が1990年1月1日以降に開始しており行われており直接的に人間が引き起こしたものであるということの実証。
- (b) 農地管理及び/ないし牧草地管理及び/ないし植生回復を選択した附属書I締約国については、上記6項(b)にもとづき報告される地理的位置における選択された各活動につき、約束期間の各年及び基準年について、人為的温室効果ガスの排出源による排出量と吸収源による除去量。
- (c) 選択された3条4項活動による排出源からの排出量及び吸収源からの除去量が、3条3項にもとづく活動として計上されていないということを実証する情報。
- (d) 3条4項にもとづき森林管理を計上することを選択した附属書I締約国については、土地利用と土地利用変化及び林業に関する決定草案-/CMP.1（土地利用と土地利用変化及び林業）附属書（Annex）の10項における要件に則り、吸収源による人為的温室効果ガス除去がどの程度3条3項のもとで発生するマイナス分　　そういうものがあれば　　を相殺するのかを示す情報。

E. 排出削減単位・認証排出削減量・割当量単位・除去単位に関する情報

[決定22/CP.7の3項に則り、文言が盛り込まれる予定]

F. 5条1項に則った国家制度の変更

10.各附属書I締約国は、これらの本ガイドラインの19項から20項に則り提出された情

訳注；未編集版では6項(g)。

報など、前回の提出で報告された情報と比較して国家制度において発生した変更に関する情報を、その国別目録報告書に含めるべきこと。

G. 国家登録簿における変更

11. 附属書 B に記載された約束を有する各附属書 I 締約国は、本ガイドライン 11 項⁸に則り提出された情報など、前回の提出で報告された情報と比較して国家登録簿において発生した変更に関する情報を、その国別目録報告書に含めるべきこと。

H. 3 条 14 項に則った悪影響の最小化

12. 各附属書 I 締約国は、開発途上締約国、特に条約の 4 条 8・9 項で特定された国々への社会的・環境的・経済的悪影響を最小化するような方法で、京都議定書 3 条 1 項に言及された約束の実施のために、京都議定書 3 条 14 項にもとづきいかに奮闘努力しているかということに関する情報を提供すべきこと。

13. 附属書 II 締約国及びそのようにすべき立場にあるその他の附属書 I 締約国は、3 条 14 項における約束の実施にあたり、京都議定書 3 条 14 項に関連の件に関する決定草案-/CMP.1 (京都議定書 3 条 14 項関連の件) 11 項に言及されている関連の方法論にもとづき、以下の行動をいかに優先しているかについての情報を盛りこむべきこと。

- (a) 市場価格と外部性を反映すべくエネルギー価格改正を行う必要性を考慮した、全温室効果ガス排出部門における市場の不備、財政的優遇措置、税控除、助成金の漸進的削減ないし段階廃止
- (b) 環境的に不健全かつ安全でない技術の使用に関する助成金の撤廃
- (c) 化石燃料の非エネルギー使用の技術開発における協力と、これを目的とした開発途上締約国に対する支援
- (d) 温室効果ガス排出量の少ない高度な化石燃料技術及び/ないし温室効果ガスを固定し貯蔵する化石燃料関係の技術を開発・普及・移転する上での協力と、その広範な使用の促進。またこの取り組みへの最低開発途上国とその他の非附属書 I 締約国の参加促進
- (e) 条約 4 条 8・9 項で特定されている開発途上締約国の化石燃料関連の上流及び下流活動における効率性改善のための能力強化。これらの活動の環境効率を向上させる必要性を考慮に入れること。
- (f) 経済多様化において化石燃料の輸出と消費に対する依存度の高い開発途上締約国への支援

14. 上記 12・13 項で言及された情報が過去の提出物の中で提供されている場合、その附属書 I 締約国は、過去の提出で報告されている情報と比べて発生しているあらゆる変更についての情報をその国別目録報告書に含めるべきこと。

15. 事務局は、[上記 12 から 14 項](#) に言及されている補完的情報を毎年取りまとめるべきこと。

II. 7 条 2 項にもとづく補完的情報の報告

A. 適用

16. 本ガイドラインの規定は、京都議定書締約国でもある各附属書 I 締約国に適用されるべきこと。

B. 概要的アプローチ

17. 各附属書 I 締約国は、議定書にもとづく約束を遵守していることを実証するために、本ガイドラインにもとづき求められている必要な補完的情報を、京都議定書により定められた、また COP 及び COP/MOP の関連決定と共に定められたこの義務に関する時間枠でもって条約 12 条のもとで提出される国別報告書に含めるべきこと。

C. 目的

18. 本ガイドラインの目的は以下のとおりである。

- (a) 附属書 I 締約国が、7 条 2 項に則って情報報告の約束を達成することができるようにすること。
- (b) 附属書 I 締約国による一貫した、透明性のある、比較可能で正確かつ完全な情報の報告を促進すること。
- (c) 附属書 I 締約国により COP/MOP に提出される情報の作成を容易ならしめること。
- (d) 附属書 I 締約国からの 7 条 2 項にもとづく国別報告及び補完的情報の 8 条レビューを容易ならしめること。

D. 5 条 1 項に則った国家制度

19. 各附属書 I 締約国は、5 条 1 項にもとづく国家制度のためのガイドラインで定められた一般的・具体的機能をいかに遂行しているかについての説明を行うべきこと。その説明には以下の要素が含まれるべきこと。

- (a) 当該国家機関の名前と連絡先、及び当該締約国の国別目録に対し全般的な責任を有するよう任命された代表者の名前と連絡先
- (b) 目録作成プロセス関係の様々な機関や主体の役割及び責任と、目録作成のためになされる制度的・法的・手続き的な手配
- (c) 活動データを収集し、排出係数及び方法を選定し、排出量推計値を作り出すプロセスに関する記述
- (d) 重要排出源を特定するプロセスとその結果、及び関連する場合には、テストデータ

訳注；未編集版では「12 and 13」。

の蓄積に関する記述

- (e) 過去に提出された目録データの再計算プロセスに関する記述
- (f) 品質保証及び品質管理計画、その実施、設定された品質目標に関する記述と、国家制度のためのガイドラインに則った内外評価及びレビュー・プロセスとその結果についての情報
- (g) 目録の公式な検討及び認可の手順に関する記述

20. 附属書 I 締約国が全ての機能を果たしていない場合、当該締約国はどの機能が果たされていないのか、あるいは部分的にしか機能できていないのかについての説明と、将来これらの機能を果たすために計画され、あるいは行われる措置に関する情報を提供すべきこと。

E. 国家登録簿

[決定 22/CP.73 項に則って文言が盛り込まれる予定。]

F. 6・12・17 条にもとづくメカニズム関連の補完性

21. 各附属書 I 締約国は、自国のメカニズム使用が国内行動に対しいかに補完的であるか、またそしてその国内行動が決定 5/CP.6 の規定に則り 3 条 1 項における数量的制限及び削減約束達成のためになされる取り組みにおいていかに重要な要素となっているかについて情報を提供すべきこと。

G. 2 条に則った政策及び措置

22. 条約附属書 I 締約国による国別報告作成のためのガイドライン(FCCC/CP/1999/7)における第 2 部セクション V にもとづき情報を提供するにあたり、各附属書 I 締約国は、実施及び/ないしさらに改良精緻化された政策及び措置と、持続可能な開発の促進のため 3 条にもとづく数量的排出制限及び削減約束を達成すべく他の締約国と行っている協力について具体的に取り上げるべきこと。このような報告では、政策及び措置の問題をさらに検討するためのプロセスから生じる COP 及び COP/MOP の関連決定を考慮に入れるべきこと(決定 13/CP.7)。

23. 航空及び海上のバンカー燃料については、各附属書 I 締約国は京都議定書 2 条 2 項を追求し、モントリオール議定書で管理規制されていない航空・海上バンカー燃料による温室効果ガス排出を制限ないし削減すべく、国際民間航空機関及び国際海事機関による決定を促進及び/ないし実行するために同国が講じた措置を明らかにすべきこと。

24. 各附属書 I 締約国は、条約 3 条を考慮し、気候変化の悪影響、国際貿易への影響、その他の締約国、特に開発途上締約国と条約 4 条 8・9 項で特定されている国々への社会的・環境的・経済的影響など、悪影響を最小化するような方法で、京都議定書 2 条にもとづく政策及び措置の実施に同国がいかに奮闘努力しているかについて、本ガイドラインのもと

他のどこにも報告されていない情報も提供すべきこと。

H. 国内・地域プログラム及び/ないし立法的措置(legislative arrangements)と執行・管理手順

25. 各附属書 I 締約国は、国家状況に応じ、京都議定書の実施に則して設定された、国内及び地域の立法的措置及び執行・管理手順についてのあらゆる関連情報を報告すべきこと。その情報には以下が含まれるべきこと。

- (a) 当該締約国が京都議定書における約束の達成のため設置しているあらゆる国内及び地域的な立法的措置と執行・管理手順に関する記述。そのようなプログラムに関しての法的権限、どのように実施されているか、及び国内法のもとで不遵守の件を処理する手順を含む。
- (b) これらの立法的措置と執行・管理手順（執行・管理手順に関する規則、実施措置など）に関する情報を公表する規定についての記述。
- (c) 法的主体の参加を含め、6・12・17 条にもとづくメカニズム参加に関する活動の協調のため同国が行っている制度的手配と意思決定手順についての記述。

26. 各附属書 I 締約国は、3 条 3 項にもとづく活動及び 3 条 4 項にもとづき選ばれた活動の実施を生物多様性の維持と天然資源の持続可能な使用にも確実に役立たせることを狙ったあらゆる国内の立法的措置及び管理手順について、記述を行うべきこと。

I. 10 条にもとづく情報

27. 各附属書 I 締約国は、10 条にもとづく約束達成のために行われている活動・行動・プログラムについて報告を行うべきこと。

28. 各附属書 I 締約国は、京都議定書 10 条の実施を容易にすべく、条約 4 条 3・5・7 項を考慮しつつ、開発途上国への技術移転を促進し、それを容易ならしめ、それに対し資金提供を行うため、また開発途上国の能力を育成するために講じた措置について報告を行うべきこと。

J. 資金源

29. 各附属書 II 締約国は、京都議定書 11 条実施に関する情報、特にどのような新規で追加的な資金源が提供されたか、それらの資金源がどのように新規で追加的であるのか、当該締約国がそれらの資金源フローにおける十分性と予測可能性の必要性をいかに考慮に入れているのかということに関する情報を提供すべきこと。

30. 各附属書 II 締約国は、資金メカニズムの運営を任されている機関[単数ないし複数]への拠出金についての情報を提供すべきこと。

31. 決定 10/CP.7 に則り設置された適応基金に資金提供した附属書 I 締約国は、同基金への資金的貢献について報告を行うべきこと。その際、締約国は、決定 10/CP.7 の 6 項に則り

報告された情報を考慮に入れるべきこと。

III. 言語

32. これらのガイドラインに則り報告される情報は、国連公用語のいずれかにおいて提出されるべきこと。附属書 I 締約国は、8 条にもとづく目録情報の年次レビューを容易ならしめるため、7 条 1 項にもとづく情報を英語に翻訳して提出することが奨励される。

IV. 更新

33. 本ガイドラインは、必要に応じて、COP の関連決定を考慮しつつ、COP/MOP の決定にしたがい全会一致によって見直され改訂されるべきこととする。

脚注

1. 決定-/CMP (割当量計算方法) の附属書 (Annex) 1-4 項に定められているとおり。

1. 他にも報告要件が決定-CMP.1 (割当量計算方法) 附属書 (Annex) にあることに留意。
2. 本ガイドラインにおける「条」は、特に指定が無ければ、京都議定書の条文を指す。
3. 1996 年改訂の IPCC ガイドラインでは、土地利用、土地利用変化及び林業において現在行われている手法は、健全な科学的基盤にもとづく年次目録作成のために年間データの収集を必ずしも要求していないと認識されている。
4. 選ばれた活動は、決定-/CMP.1 (割当量計算方法) 附属書 (Annex) の 8 項に言及されている締約国報告書の中で特定されているものと同じであるべきこと。
5. このような情報は、COP/MOP により採択される IPCC の良好手法指針により精緻化され、また土地利用、土地利用変化及び林業に関する COP/MOP の関連決定に則った秘匿性水準内にあるべきこと。
6. これは、本決定-/CMP.1(土地利用、土地利用変化及び林業)附属書 (Annex) の付録書 (Appendix) の主旨が、第一約束期間について本ガイドライン 7 項(a)から(c)に述べられている影響を除外することであると認識するものである。
7. 脚注 5 参照。
8. 本項表記は、決定 22/CP.7 附属書 (Annex) I のセクション II.E3 項は決定 22/CP.7 (京都議定書 7 条にもとづく情報作成のためのガイドライン) を指す。本項の番号は、附属書 (Annex) の対応する部分が本ガイドラインに盛り込まれるとそれに応じて変化する。